

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年8月13日(2020.8.13)

【公表番号】特表2019-524677(P2019-524677A)

【公表日】令和1年9月5日(2019.9.5)

【年通号数】公開・登録公報2019-036

【出願番号】特願2018-568390(P2018-568390)

【国際特許分類】

|         |        |           |
|---------|--------|-----------|
| A 6 1 K | 36/28  | (2006.01) |
| A 6 1 K | 8/9789 | (2017.01) |
| A 6 1 Q | 19/00  | (2006.01) |
| A 6 1 P | 17/10  | (2006.01) |
| A 6 1 P | 17/08  | (2006.01) |
| A 6 1 K | 31/575 | (2006.01) |
| A 6 1 K | 31/56  | (2006.01) |
| A 6 1 K | 31/355 | (2006.01) |
| A 6 1 K | 47/10  | (2006.01) |

【F I】

|         |        |
|---------|--------|
| A 6 1 K | 36/28  |
| A 6 1 K | 8/9789 |
| A 6 1 Q | 19/00  |
| A 6 1 P | 17/10  |
| A 6 1 P | 17/08  |
| A 6 1 K | 31/575 |
| A 6 1 K | 31/56  |
| A 6 1 K | 31/355 |
| A 6 1 K | 47/10  |

【手続補正書】

【提出日】令和2年6月30日(2020.6.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

座瘡、脂漏症、酒さおよび/または脂漏性皮膚炎の処置のための医薬品の製造における、乾燥抽出物の重量に対して0.2重量%未満のシリマリンを含んでなる、マリアアザミ(L.)ガエルトン瘦果抽出物の使用。

【請求項2】

前記抽出物が、乾燥抽出物の重量に対して0.5重量%~2.5重量%のステロールを含有することを特徴とする、請求項1に記載の使用。

【請求項3】

前記抽出物が、乾燥抽出物の重量に対して2~7重量%のステロールを含有することを特徴とする、請求項1または2に記載の使用。

【請求項4】

前記抽出物が、乾燥抽出物の重量に対して3重量%~15重量%の遊離リノール酸を含有することを特徴とする、請求項1~3のいずれか一項に記載の使用。

**【請求項 5】**

前記抽出物が、乾燥抽出物の重量に対して 10 重量% ~ 50 重量% の遊離脂肪酸を含有することを特徴とする、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の使用。

**【請求項 6】**

前記抽出物が、乾燥抽出物の重量に対して 0.01 重量% ~ 0.5 重量% のトコフェロールを含有することを特徴とする、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の使用。

**【請求項 7】**

前記抽出物が乾燥抽出物であることを特徴とする、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の使用。

**【請求項 8】**

請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の抽出物の調製方法であって、マリアアザミ (L.) ガエルトン瘦果から得られたオイルを、ハイドロトロープ水溶液、亜臨界水、またはマリアアザミ (L.) ガエルトン瘦果から得られたオイルと不混和性の、場合により水との混合物である、有機溶媒を含んでなる抽出溶媒で抽出する工程を含んでなる、方法。

**【請求項 9】**

以下の連続工程を含んでなる、請求項 8 に記載の方法：

- (i) 案によりマリアアザミ (L.) ガエルトン瘦果からオイルを抽出する工程、
- (ii) マリアアザミ (L.) ガエルトン瘦果から得られたオイルを抽出溶媒で抽出する工程、
- (iii) 工程 (ii) で得られた抽出相を回収する工程、および
- (iv) 本発明による濃縮または乾燥抽出物を得るために前記抽出相を部分的にまたは完全に乾燥させる工程。

**【請求項 10】**

工程 (i) がマリアアザミ (L.) ガエルトン瘦果を圧搾することによって行われることを特徴とする、請求項 9 に記載の方法。

**【請求項 11】**

マリアアザミ (L.) ガエルトン瘦果から得られたオイルと不混和性の有機溶媒がメタノール、エタノール、イソプロパノール、およびそれらの混合物から選択されるか、または、イソプロパノールであることを特徴とする、請求項 8 ~ 10 のいずれか一項に記載の方法。

**【請求項 12】**

前記抽出溶媒がおよそ 90 / 10 の容量比のイソプロパノール / 水混合物であることを特徴とする、請求項 8 ~ 11 のいずれか一項に記載の方法。

**【請求項 13】**

請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の抽出物または請求項 8 ~ 12 のいずれか一項に記載の方法により得ることができる抽出物を少なくとも 1 種類の薬学上または化粧上許容可能な賦形剤との混合物中に含んでなる、医薬組成物または化粧用組成物。

**【請求項 14】**

局所適用のためのものであることを特徴とする、請求項 13 に記載の医薬組成物または化粧用組成物。

**【請求項 15】**

請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の抽出物または請求項 8 ~ 12 のいずれか一項に記載の方法により得ることができる抽出物、イソプロパノールおよびポリエチレングリコール (PEG) を含んでなることを特徴とする、請求項 13 および 14 のいずれか一項に記載の医薬組成物または化粧用組成物。

**【請求項 16】**

組成物の総容量に対して 0.001 ~ 1.5 重量% の、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の抽出物または請求項 8 ~ 12 のいずれか一項に記載の方法により得ることができる抽出物を含んでなることを特徴とする、請求項 13 ~ 15 のいずれか一項に記載の医薬組成物または化粧用組成物。

**【請求項 17】**

座瘡、脂漏症、酒さおよび／または脂漏性皮膚炎の処置における使用のための、請求項13～16のいずれか一項に記載の医薬組成物または化粧用組成物。